独立行政法人統計センターの保有する個人情報の開示請求に対する開示決定等に係る審査基準

平成１７年４月１日
理事長決定
最終改正 令和５年３月２９日

個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法」という。）に基づき独立行政法人統計センター（以下「センター」という。）が行う処分に係る行政手続法（平成５年法律第８８号）第５条第１項の規定による審査基準は、次のとおりとする。

第１　開示決定等の審査基準

法第８２条の規定に基づく開示又は不開示の決定（以下「開示決定等」という。）は、以下の基準により行う。

１ 開示する旨の決定（法第８２条第１項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。
（１）開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されていない場合
（２）開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合であって、当該不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるとき。
ただし、この場合には、不開示情報が記録されている部分を除いて開示する。
（３）法第８０条の規定に基づく場合
２　開示しない旨の決定（法第８２条第２項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。
（１）開示請求に係る保有個人情報に含まれている情報が全て不開示情報に該当する場合
（２）開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合であって、当該不開示情報が記録されている部分を他の部分と容易に区分して除くことができない場合
（３）法第８１条の規定に基づく場合
（４）開示請求に係る保有個人情報をセンターにおいて保有していない場合又は法第６０条第１項に規定する保有個人情報に該当しない場合
（５）開示請求の対象が法第６０条第３項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第４項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。）及び法第１０７条第４項に規定する削除情報に該当するものである場合、法第１２２条に該当する場合又は法以外の法律における適用除外規定により開示請求の対象外のもの（訴訟に関する書類等）である場合
（６）開示請求書に法第７７条第１項各号に規定する事項の記載の不備がある場合若しくは同条第２項に規定する開示請求に係る保有個人情報の本人（未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人にあっては、本人の代理人）であることを示す書類に不備がある場合又は開示請求手数料が納付されていない場合。ただし、法第７７条第３項の規定に基づき、当該不備を補正することができると認めら

れる場合は、原則として、開示請求者に補正を求めるものとする。

（７）開示請求が権利濫用に当たる場合。この場合において、権利濫用に当たるか否かの判断は、開示請求の態様、開示請求に応じた場合のセンターの業務への支障等を勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かを個別に判断して行う。センターの事務を混乱又は停滞させることを目的とする等開示請求権の本来の目的を著しく逸脱する開示請求は、権利の濫用に当たる。

３　１及び２の判断に当たっては、保有個人情報に該当するかどうかの判断は「第２　保有個人情報該当性に関する判断基準」に、開示請求に係る保有個人情報に記録されている情報が不開示情報に該当するかどうかの判断は「第３　不開示情報該当性に関する判断基準」に、部分開示をすべき場合に該当するかどうかの判断は「第４　部分開示に関する判断基準」に、保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべき場合に該当するかどうかの判断は「第５　保有個人情報の存否に関する情報に関する判断基準」に、それぞれよる。

第２　保有個人情報該当性に関する判断基準

開示請求の対象が法第６０条第１項に規定する保有個人情報に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

１　「個人に関する情報」とは、個人に関連する情報全般を意味する。したがって、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報及び組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれ、また、死亡した個人に関する情報であっても、その情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報である場合には含まれる。

２　「行政機関等の職員（独立行政法人等にあっては、その役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した」とは、行政機関等の職員が当該職員に割り当てられた仕事を遂行する立場で、すなわち公的立場において作成し、又は取得したことをいう。

３　「組織的に利用する」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく組織の業務上必要な情報として利用することをいう。

当該文書が「組織的に利用する」に該当するか否かについては、以下の事項等を総合的に考慮して判断を行うものとする。

（１）当該文書の作成又は取得の状況

・職員個人の便宜のためにのみ作成又は取得したものか

・直接的又は間接的にセンターの長等の管理監督者の指示等の関与があったか

（２）当該文書の利用の状況

・業務上必要として他の職員又は部外に配布されたものであるかどうか

・他の職員がその職務上利用しているものであるかどうか

（３）保存又は廃棄の状況

・専ら当該職員の判断で処理できる性質の文書であるかどうか

・組織として管理している職員共用の保存場所で保存されているものであるかどうか

以下のものは「組織的に利用する」に該当しない。

① 職員が単独で作成し、又は取得した文書であって、専ら自己の職務の遂行の便宜のために利用し、組織としての利用を予定していないもの

② 職員が自己の職務の遂行の便宜のために利用する正式文書と重複する当該文書の写し

③ 職員の個人的な検討段階に留まるもの

4 どの段階から組織として共用文書たる実質を備えた状態になるかについては、文書の利用又は保存の実態により判断されることになるが、以下の点が目安として考えられる。

① 決裁を要するものについては、起案文書が作成され、稟議に付された時点

② 会議資料については会議に提出した時点

③ 申請書等についてはセンターに到達した時点

④ 組織として管理している職員共用の保存場所に保存した時点

5 「行政機関等が保有している」とは、当該行政機関等が当該個人情報について事実上支配している状態（当該個人情報の利用、提供、廃棄等の取扱いについて判断する権限を有している状態を意味する。）をいう。したがって、例えば、個人情報が記録されている媒体を書庫等で保管し、又は倉庫業者等に保管させている場合は含まれているが、民間事業者が管理するデータベースを利用する場合は含まれない。

6 「法人文書に記録されているものに限る」とは、保有個人情報が文書、図画、電磁的記録等何らかの媒体に記録されているものでなければならないことをいう。したがって、職員が単に記憶しているにすぎないものは、保有個人情報には該当しない。

また、官報、白書、新聞、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものに記録されているものも、これらが法人文書に該当しないため保有個人情報に該当しない。

第３ 不開示情報該当性に関する判断基準

開示請求に係る保有個人情報に記録されている情報が不開示情報に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

なお、当該判断は開示決定等を行う時点における状況に基づき行う。

１ 開示請求者に関する情報（法第７８条第１号）についての判断基準

法第７８条第１号の規定が適用される場合は、開示することが深刻な問題を引き起こす可能性がある場合であり、その運用に当たっては、具体的ケースに即して慎重に判断するものとする。

２ 開示請求者以外の個人に関する情報（法第７８条第２号）についての判断基準

（１）開示請求者以外の個人に関する情報（法第７８条第２号柱書き）について

① 「開示請求者以外の個人に関する情報」には、生存する個人に関する情報のほか、死亡した個人に関する情報であっても、その情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報である場合にも含まれる。ただし、「開示請求者以外」の「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、法第７８条第３号の規定により判断する。

② 「その他の記述等」とは、文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（法第２条第２項に規定する個人識別符号を除く。）をいう。

③ 照合の対象となる「他の情報」には、その保有者が他の機関である場合のほか、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれる。また、何人も開示請求できることから、仮に当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれる。他方、特別の調査をすれば入手し得るかもしれないような情報については、通例は「他の情報」に含まれない。しかし、事案によっては、個人の権利利益を保護する観点からは、個人情報の取扱いにあたって、より慎重な判断が求められる場合があり、当該個人を識別するために実施可能と考えられる手段について、その手段を実施するものと考えられる人物が誰であるか等をも視野に入れつつ、合理的な範囲で判断する。

④ 「開示することにより、なお、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、匿名の作文、無記名の個人の著作物等、個人の人格と密接に関連したり、開示すれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものをいう。

（２）法令の規定により開示請求者が知ることができる情報等（法第７８条第２号イ）について

① 「法令の規定」には、何人に対しても等しく当該情報を開示すること又は公にすることを定めている規定が含まれる。

② 「慣行として」とは、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定されていることで足りる。ただし、当該保有個人情報と同種の情報について、本人が知ることができた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、「慣行として」には当たらない。

③ 「知ることが予定されている」とは、実際には知らされていないが、将来的に知らされることが予定されている場合をいう。なお、「予定」とは将来知らされることが具体的に決定していることは要しないが、当該情報の性質、利用目的等に照らして通例知らされるべきものと考えられることをいう。

（３）人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報（法第７８条第２号ロ）について

開示請求者以外の個人に関する情報について、不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回ると認められる場合には、当該情報は開示する。現実に、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

この比較衡量に当たっては、個人の権利利益には様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討を行うものとする。

（４）公務員等の職務の遂行に関する情報（法第７８条第２号ハ）について

①　「公務員等」とは、一般職か特別職か、常勤か非常勤かを問わず、国及び地方公共団体の職員のほか、国務大臣、国会議員、裁判官等を含む。また、過去に公務員であった者は「公務員等」に含まれるものではないが、公務員であった当時の情報については、不開示とはならない。さらに、法第５章の対象法人（以下「独立行政法人等」という。）の役員及び職員を含む。

「公務員等」である当該個人の職務遂行に係る情報が、職務遂行の相手方等「公務員等」以外の個人情報である場合など、一つの情報が複数の個人情報である場合には、各個人ごとに不開示情報該当性と他の個人にとっての不開示情報該当性とが別個に検討され、そのいずれかに該当すれば、当該部分は不開示となる。また、過去に公務員であった者は「公務員等」に含まれるものではないが、公務員であった当時の情報については、不開示とはならない。

②　「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が独立行政法人の一員として、その担当する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。例えば、行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に関する情報などがこれに含まれる。

また、当該情報は、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とし、公務員等の情報であっても、職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報等は、管理される職員の保有個人情報として管理され、職務遂行に係る情報には該当しない。

③　公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、開示した場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置付けた上で、法第７８条第２号イ又はロに該当する場合には開示する。

３　法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報（法第７８条第３号）についての判断基準

（１）法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を含む個人の当該事業に関する情報（法第７８条第３号柱書き）について

①　「法人その他の団体」（以下「法人等」という。）には、株式会社等の商法上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人や権利能力なき社団等も含まれる。ただし、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人は、法第７８条第３号の規定の対象から除かれており、その事務又は事業に係る情報は、同条第７号の規定に基づき判断する。

②　「法人その他の団体に関する情報」とは、法人等の組織及び事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と関連性を有する情報を意味する。

なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもあり、法第７８条第２号の不開示情報に当たるかどうかも検討する必要がある。

③　「事業を含む個人の当該事業に関する情報」は、事業に関する情報であるので、法人等に関する情報と同様の要件により、事業を営む上での正当な利益等について不開示情報該当性を判断する。

（２）人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報（法第７８条第３号ただし書）について

当該情報を不開示にすることによって保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益と、これを開示することにより保護される人の生命、健康等の利益を比較衡量し、後者の利益を保護することの必要性が上回ると認められる場合は、当該情報は法第７８条第３号の不開示情報に該当しない。現実に人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

なお、法人等又は事業を営む個人の事業活動と人の生命、健康等に対する危害等との明確な因果関係が確認されなくても、現実に人の生命、健康等に対する被害等の発生が予想される場合もあり得ることに留意する。

（３）当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な権利を害するおそれ（法第７８条第３号イ）について

①　「権利」とは、信教の自由、集会･結社の自由、学問の自由、財産権等法的保護に値する権利一切をいい、「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位をいう。また「その他正当な利益」には、ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位が広く含まれる。

②　「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類及び性格のものがあり、その権利利益にも様々のものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格、権利利益の内容及び性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の権利の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断するものとする。

なお、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

（４）任意に提出された情報（法第７８条第３号ロ）について

①　「行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供された情報」には、行政機関等の要請を受けずに法人等又は事業を営む個人から提供された情報であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から開示しないとの条件が提示され、センターが合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合には、含まれる。

②　「行政機関等の要請」には、法令に基づく報告又は提出の命令は含まれないが、法令に基づく報告又は提出権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に報告又は提出を求めた場合は含まれる。

③　「開示しないとの条件」とは、第三者に対して当該情報を提供しないとの条件を意味する。また、特定の行政目的以外の目的には使用しないとの条件も含まれる。

④　「条件」については、行政機関等の側から開示しないとの条件で情報の提供を申し入れた場合も、法人等又は事業を営む個人の側から開示しないとの条件を付すこと

を申し出た場合も含まれるが、いずれの場合も双方の合意により成立するものである。また、条件を設ける方法としては、黙示的なものも含まれる。

⑤　「法人等又は個人における通例」とは、当該法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の取扱いを意味し、当該法人等又は個人において開示しないこととしていることだけでは足りない。

⑥　開示しないとの条件を付することの合理性の判断に当たっては、情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の事情の変化も考慮する。開示しないとの条件が付されていても、現に当該情報が公になっていたり、同種の情報が既に開示されているなどの事情がある場合には、法第７８条第３号ロには該当しない。

４　審議、検討等に関する情報（法第７８条第６号）についての判断基準

（１）「国の機関」とは、国会、内閣、裁判所及び会計検査院並びにこれらに属する機関を指し、「内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報」とは、これらの国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「国の機関等」という。）の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程の各段階において行われている情報を指す。

（２）「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、開示することにより、外部からの圧力、干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれをいい、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。

（３）「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報等を開示することにより、誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれをいう。適正な意思決定を行うことそのものを保護するのではなく、情報が開示されることによる国民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

（４）「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」とは、尚早な時期に、あるいは事実関係の確認が不十分なままで情報を開示することにより、不正な投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれをいい、事務及び事業の公正な遂行を図るとともに、国民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

（５）「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を開示することの必要性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものを意味する。予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で判断する。

（６）審議、検討等に関する情報については、国の機関等としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、法第７８条第６号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられる。

５　事務又は事業に関する情報（法第７８条第７号）についての判断基準

（１）「次に掲げるおそれその他の当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（法第７８条第７号柱書き）

① 「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断するとの趣旨である。

② 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、恣意的判断を許容する趣旨でなく、各規定の要件の該当性は客観的に判断される必要があり、また、事務又は事業の根拠となる規定・趣旨に照らし、公益的な開示の必要性、個人の権利利益を保護する観点からの開示の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」といえるものであることが求められる。

③ 「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性があると認められるかどうかにより判断する。

（２）国の安全等に関する情報（法第７８条第７号イ）についての判断基準

① 「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。

「国の安全が害されるおそれ」とは、これらの国の重大な利益に対する侵害のおそれをいう。

② 「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」とは、「他国若しくは国際機関」（我が国が承認していない地域、政府機関その他これに準ずるもの、外国の地方政府又は国際会議その他国際協調の枠組みに係る組織の事務局等を含む。以下「他国等」という。）との間で、相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすおそれをいう。

③ 「他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」とは、他国等との現在進行中の又は将来予想される交渉において、我が国が望む交渉成果が得られなくなる、我が国の交渉上の地位が低下する等のおそれをいう。

（３）公共の安全等に関する情報（法第７８条第７号ロ）についての判断基準

① 「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。なお、国民の防犯意識の啓発防犯資器材の普及等、一般に開示しても犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報は、不開示とならない。

「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止し、又は犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、又は終息させることをいう。

「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起（検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示をすることを内容とする訴訟行為をいう。）等のために犯人及び証拠を発見、収集又は保全することをいう。犯罪捜査の権限を有するものは、刑事訴訟法によれば、検察官、検察事務官及び司法警察職員であり、司法警察職員には、一般司法警察職員と特別司法警察職員とがある。

② 「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。刑事訴訟法以外の

特別法により、臨検、捜索、差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、開示することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、法第７８条第７号ロに該当する。

また、開示することにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムに対する不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれのある情報も、法第７８条第７号ロに該当する。

（４）「監査、検査、取締り、試験、又は租税の賦課若しくは徴集に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」（法第７８条第７号ハ）

① 「監査」、「検査」、「取締り」、「試験」、「租税の賦課若しくは徴集」に係る事務は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価又は判断を加えて、一定の決定をともなうことがあり、事前に開示すると適性かつ公正な評価又は判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものがあり、このような情報は不開示とする。また、事後であっても、開示することにより今後の法規制を免れる方法を示唆することになるようなものは、法第７８条第７号ハに該当する。

（５）「契約、交渉又は訴訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」（法第７８条第７号ニ）

① 「契約」とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。「交渉」とは、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいう。

「訴訟」とは、訴えを起こして争う事をいう。訴訟、行政不服審査法に基づく不服申立てその他の法令に基づく不服申立てがある。

② 「国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」とは、国の機関等が一方の当事者となる契約、交渉又は訴訟に関する事務に関する情報の中には、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり、このような情報は不開示とする。

（６）「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」（法第７８条第７号ホ）

国の機関等が行う調査研究に係る事務に関する情報の中には、事前に開示することにより成果を適正に広く国民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれや、研究意欲が不当に妨げられるなどのおそれもあるものがあり、このような情報は不開示とする。

（７）「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」（法第７８条第７号へ）

国の機関等が行う人事管理（職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分、能力等の管理に関すること。）に係る事務は、当該機関の組織としての維持の観点から行われ、一定の範囲で当該組織の自律性を有するものである。人事管理に係る事務に関する情報の中には、開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報は不開示とする。

（８）「独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第２条の適用を受ける企業という。）又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」（法第７８条第７号ト）

独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関連する情報については、企業経営という事業の性質上、企業経営の正当な利益を保護する必要があり、これを害するおそれがあるものは不開示とする。ただし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要があり、不開示範囲は、法第７８条第３号の法人等の場合とは当然異なり、より狭いものとなる場合があり得ることに留意する。

第４　部分開示に関する判断基準

開示請求に係る保有個人情報について、法第７９条の規定に基づき部分開示をすべき場合に該当するかの判断は、以下の基準により行う。

１　「開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合」とは、開示請求について審査した結果、開示請求に係る個人情報に、不開示情報に該当する情報が含まれている場合をいう。

法第７８条では、保有個人情報に全く不開示情報が含まれていない場合の開示義務が定められているが、法第７９条第１項の規定により、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合に、部分的に開示できるか否かの判断を行わなければならない。

２　「容易に区分して除くことができるとき」

（１）当該保有個人情報のどの部分が不開示情報に該当するかという区分けが困難な場合だけでなく、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合も部分開示を行う義務はない。なお、「区分」とは、不開示情報に該当する部分とそれ以外の部分とを概念上区分けすることを意味し、「除く」とは、不開示情報に該当する部分を、当該部分の内容が分からないように墨塗り、被覆等を行うなど、加工する事により、情報の内容を物理的に除去させることをいう。

（２）保有個人情報に含まれる不開示情報を取り除くことは、当該保有個人情報が文書に記録されている場合、文書の複写物に墨を塗り再複写するなどして行うことができ、一般的には容易であると考えられる。

また、録音テープ、ビデオテープ、磁気ディスク等に記録された保有個人情報につ

いては、区分して除くことの容易性が問題となるが、このような場合には、不開示情報を容易に区分して除くことができる範囲で、開示すべき部分を決定する。

なお、電磁的記録に記録された保有個人情報については、紙に出力した上で、不開示情報を区分して開示することも考えられる。電磁的記録をそのまま開示することを求められた場合は、不開示情報の部分のみを削除することの技術的可能性等を総合的に判断する必要がある。既存のプログラムでは行えない場合は、「容易に区分して除くことができるとき」に該当しない。

３　「当該部分を除いた部分につき開示しなければならない」とは、義務的に開示すべき範囲を定める趣旨である。なお、部分開示の実施に当たり、具体的な記述をどのように削除するかについては、本法の目的に沿った合目的な裁量に委ねられている。すなわち、不開示情報の記録部分の全体を完全に黒く塗るか、文字が判読できない程度に被覆するか、当該記録中の主要な部分だけ塗り潰すかなどの方法の選択は、不開示情報を開示した結果とならない範囲内において、当該方法を講ずることの容易さ等を考慮して判断することとなる。その結果、観念的には一まとまりの不開示情報を構成する一部が開示されることになるにしても、実質的に不開示情報が開示されたと認められないのであれば、不開示義務に反するものではない。

４　開示請求者以外の特定の個人を識別できることができる情報又は個人識別符号が含まれる情報が記録されている場合について（法第７９条第２項）

（１）開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報又は個人識別符号が含まれる情報について、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、残りの部分を開示しても開示請求者以外の個人の権利利益の保護の観点から支障が生じないと認められるときは、当該残りの部分については、法第７８条第２号に規定する不開示情報には該当しないものとして取り扱う。したがって、当該部分は、他の不開示情報の規定に該当しない限り、法第７９条第１項の規定により開示することになる。

ただし、法第７９条第１項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうかが要件となるので、個人を識別させる要素とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合は、当該個人に関する情報は全体として不開示とする。

（２）開示請求者以外の特定の個人を識別させる要素を除去し誰の情報であるかが分からなくなっても、開示することが不適当であると認められる場合もあることに留意する。

第５　保有個人情報の存否に関する情報に関する判断基準

開示請求に対し、保有個人情報の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否すべき場合（法第８１条）に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

１　「開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求に係る保有個人情報が実際にあるかないかにかかわらず、開示請求された保有個人情報の存否について回答すれば、開示請求に含まれる情報が結合することにより、実質的に不開示情報を開示する場合をいう。例えば、

本人以外の者が行った行政相談に関する情報について、本人から開示請求があった場合等が考えられる。

２　当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否する場合に行政手続法第８条の規定に基づき示さなければならない処分の理由については、当該情報の性質、内容、開示請求書の記載内容等を踏まえ、請求のあった保有個人情報の存否を答えることにより、どのような不開示情報を開示することになるかどうかをできる限り具体的に提示する。

また、存否を明らかにしないで拒否することが必要な類型の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否しなければならない。

第６　訂正決定等の審査基準

法第９３条の規定に基づく訂正をする旨又はしない旨の決定（以下「訂正決定等」という。）は、以下の基準により行う。

１　訂正請求の対象は、「事実」とし、評価・判断には及ばないものとする。

ただし、評価した行為の有無、評価に用いられたデータ等は事実に該当する。

２　訂正をする旨の決定（法第９３条第１項）は、調査等の結果、訂正請求に係る保有個人情報が事実でないことが判明し、当該請求に理由があると認める場合に行う。

この場合の訂正は、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で行う。

なお、請求内容に理由があるかどうかを判断するために行う調査は、保有個人情報の利用目的の達成の範囲内で行えば足り、訂正をすることが利用目的の達成に必要でないことが明らかな場合は、特段の調査を行う必要はない。

３　訂正しない旨の決定（法第９３条第２項）は、以下のいずれかに該当する場合に行う。

（１）保有個人情報の訂正に関して法以外の法律又は当該法律に基づく命令の規定により特別の手続が定められている場合

（２）法第９０条第１項に規定する保有個人情報に係る訂正請求でない場合

（３）保有個人情報の開示を受けた日から９０日以内に行われた訂正請求でない場合

（４）訂正請求書に法第９１条第１項各号に規定する事項の記載の不備がある場合又は同条第２項に規定する訂正請求に係る保有個人情報の本人（未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人にあっては、本人の代理人）であることを示す書類に不備がある場合。

ただし、当該不備を補正することができると認められる場合は、原則として、訂正請求者に補正を求めるものとする。

（５）調査等の結果、訂正請求に係る保有個人情報が事実でないことが判明しない場合又は事実関係が明らかにならなかった場合

（６）訂正をすることが、当該保有個人情報の利用目的の範囲を超える場合

（７）調査の結果判明した事実が、請求時点において実際に記録されていた内容とも、請求の内容とも異なることが判明した場合。ただし、必要な場合は、判明した事実に即して、職権により訂正を行うものとする。

第７　利用停止決定等の審査基準

法第１０１条の規定に基づく利用停止をする旨又は利用停止をしない旨の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、以下の基準により行う。

１　利用停止をする旨の決定（法第１０１条第１項）は、請求に係る保有個人情報が次のいずれかに該当し、当該請求に理由があると認める場合に行う。

（１）適法に取得されたものでない場合

暴行、脅迫等の手段により取得した場合、個人情報の取得について定めた個別法規に違反して取得した場合等をいう。

（２）法第６１条第２項の規定に違反して保有されている場合

いったん特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有している場合をいう。また、法第６１条第３項の規定に違反して、当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて利用目的の変更を行っている場合も含まれる。

（３）法第６９条第１項及び第２項の規定に違反して利用されている場合

法が許容する限度を超えて利用目的以外の目的で保有個人情報を利用している場合をいう。

（４）保有個人情報が法第６９条第１項及び第２項の規定に違反して提供されている場合

法が許容する限度を超えて利用目的以外の目的で保有個人情報を提供している場合をいう。

なお、利用停止は、利用停止請求に係る保有個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で行うものとする。

２　利用停止しない旨の決定（法第１０１条第２項）は、以下のいずれかに該当する場合に行う。

（１）保有個人情報の利用停止に関して法以外の法律又は当該法律に基づく命令の規定により特別の手続が定められている場合

（２）法第９８条第１項各号に規定する保有個人情報に係る利用停止請求でない場合

（３）保有個人情報の開示を受けた日から９０日以内に行われた利用停止請求でない場合

（４）利用停止請求書の法第９９条第１項各号に規定する事項の記載の不備がある場合又は同条第２項に規定する利用停止請求に係る保有個人情報の本人（未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人にあっては、本人の代理人）であることを示す書類に不備がある場合。ただし、当該不備を補正することができると認められる場合は、原則として、利用停止請求者に補正を求めるものとする。

（５）利用停止請求に理由があると認められない場合

（６）利用停止することにより当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合

附　則
この基準は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則（平成２９年８月８日）
この基準は、平成２９年８月８日から施行する。

附　則（令和４年３月２８日）
この基準は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和５年３月２９日）
この基準は、令和５年４月１日から施行する。

（参考）

改正経緯

（令和５年３月２９日現在）

番号	改正期日	施行日	改正の趣旨
1		平成１７年４月１日	・制定
2	平成２９年８月８日	平成２９年８月８日	
3	令和４年３月２８日	令和４年４月１日	・独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律等が個人情報保護法に一元化されたことに伴う改正
4	令和５年３月２９日	令和５年４月１日	・個人情報保護法改正によるハネ改正 ・適正化
5			

（注１）施行日が令和３年度以前の改正については、一部記載を省略

（注２）改正期日は、決裁終了日（決定日）とする。